（証券検査官、証券取引審査官及び証券取引特別調査官の職務）

第二十七条　［略］

2　証券取引審査官は、命を受けて、第九条第三項第一号に掲げる事務のうち、報告又は資料の徴取その他の情報の収集及び分析並びにこれらの内容の審査に関する専門的な事務を処理する。

3　［略］

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）

第二十九条　［略］

［2～6　略］

7　為替実査官は、命を受けて、外国為替及び外国貿易法第六十八条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査（犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査にあっては、同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項に係るものに限る。）を実施する。

8　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十二条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項並びに造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関

（証券検査官、証券取引審査官及び証券取引特別調査官の職務）

第二十七条　［同上］

2　証券取引審査官は、命を受けて、第九条第三項第一号に掲げる事務のうち、報告又は資料の徴収その他の情報の収集及び分析並びにこれらの取引の内容の審査に関する専門的な事務を処理する。

3　［同上］

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）

第二十九条　［同上］

［2～6　同上］

7　為替実査官は、命を受けて、外国為替及び外国貿易法第六十八条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査（犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査にあっては、同法第二条第二項第三十七号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項に係るものに限る。）を実施する。

8　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十七第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十二条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十四第二項並びに造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関

する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和三年十一月二十日から施行する。ただし、第二十二条第二十三号、第二十三条第二号及び第二十九条第七項の改正規定は、令和三年十一月二十二日から施行する。